

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、酒類販売業等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、酒税法の一部改正

税務署長が酒類販売業等の免許を与えないことができる要件として、免許の申請者が未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から三年を経過するまでの者である場合を加える。

二、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正

1 財務大臣は、未成年者の飲酒防止に関する表示基準等の酒類の表示基準の遵守を確保するため、これ

に違反している酒類販売業者等に対し、個別に遵守命令を発することを可能とする。

2 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行わせなければならないこととするほか、酒類販売管理者に対する研修、財務大臣がする酒類販売管理者の解任の勧告等の規定を設ける。

三、施行期日

この法律は、平成十五年九月一日から施行する。